**学生団体における感染拡大防止対策**

作成日　令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 学生団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| ○確認事項（□に✓）　　□　感染拡大防止策（対策本部指針）を確認しました。　　□　新型コロナウイルス感染対策の教育教材（e-ALPS）を視聴しました。＊メンバー全員が確認・視聴していること |
| 活動場所：□学内、施設名：　　　　　□学外、施設名： |
| 活動日時：□毎日、□毎週、□毎月　　　：　　　～　　　　：　　　　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 参加者数：　　人（最大数を記載） |
| 本対策のメンバーへの提示方法： |
| 活動内容【全段階で共通して行う対策】接触感染を防ぐ対策飛沫感染を防ぐ対策エアロゾル感染を防ぐ対策その他 |
| 【第一段階の活動内容と対策】 |
| 【第二段階の活動内容と対策】 |
| 【第三段階の活動内容と対策】 |

|  |
| --- |
| 受理日　令和　　年　　月　　日担当者確認 |

**☆施設を使用する際に提示を求められることがあります。**

**※ 担当者確認後、顧問教職員及びメンバーに対して本対策を提示してください。**

**信州大学の関係する団体の活動及び大学施設を利用する活動に関する感染拡大防止対策の指針**

**【令和２年５月１８日　信州大学新型コロナウイルス感染症対策本部決定（前書き省略）】**

１．基本的方針

(1)発熱、咳嗽、くしゃみ、鼻水、呼吸困難、嗅覚・味覚異常などの体調不良がある者が参加しないこと

(2)参加者が以下の基本的感染防止対策を守って行動すること

①人との身体的距離を基本的に２ｍ（短時間でも最低１ｍ）保つ

②マスクを着用する

③活動前後にアルコール消毒液で手指消毒を行う（なければ石鹸での手洗いでもよい）

(3)主催者が上記(1)(2)を管理し、以下の「三つの密」を回避する環境を維持すること

①密閉させない：可能な限り多く換気し、最低でも1 時間に1 回行う

➁密集させない：（２）①を守る

③密接させない：（２）①を守り、話すときは（２）➁でマスクをさせる

唾液が飛沫するような大声や激しい呼気を出させない

(4)必要最低限の参加人数及び活動時間を設定し、厳守すること

(5)主催者が参加者の行動を把握し、感染もしくはその疑いのある者の周囲のいた参加者を特定できるようにすること

２．個別方針

(1)参加者について

① 少しでも１(1)の体調不良がある者を参加させないこと。高齢者・基礎疾患のある者は重症化する恐れのあることを伝え、十分に了解を得た上で参加させること

② 参加者に感染者、濃厚接触者その他保健所や検疫所の指示により自宅等での待機中の者が確認された場合は、活動を中止すること

③ 当分の間は、参加者の氏名、連絡先を把握できることを条件とすること

④ 当分の間は、参加者の数が１００人以内であることを条件とすること

(2)活動について

① 参加者が活動前後に手指消毒を確実に行うこと。アルコール消毒液がない場合は、石鹸による手洗いを確実に行うこと

② マスクなしでの会話をしないこと

③ 活動前後の移動や集合なども含めて、できる限り人と２ｍの距離（短時間でも１ｍ）を確保して活動すること

④ 屋内での活動は、できる限り常時窓、扉を開放する。最低1 時間おきに、屋内の空気がすべて入れ替わるように換気すること

⑤ 更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用はできる限り行わない。使用せざるを得ない場合は、以下の条件を守ること

・人数を最小に限定し、マスクが着用できない場合は、基本的に一人ずつ行う

・複数が入る場合はマスク着用をさせ、会話を禁じ短時間で行う

⑥ 活動終了後に、共有した物（情報機器、ボールなど）や多くの手が触れる場所（テーブル、ドアノブ等）をアルコール又は次亜塩素酸で清拭消毒すること

⑦ 当分の間は、人と人との接触を伴う活動や、大声で発声や声援、歌唱等を伴う活動は行わないこと

⑧ 当分の間は、呼気が激しくなりやすい運動は屋外に限り、人と人との間隔を5m（ウォーキング程度までの動きの場合）から10m（ランニング程度の動きがある場合）程度確保して活動を行うこと

(3)運営管理について

① 主催者は、本学の指針を踏まえ、参加者に示す感染拡大防止対策を、事前に本学（学生の課外活動：松本キャンパスは学生総合支援センター、他キャンパスは各学部学務担当窓口、それ以外の活動：各学部総務系担当窓口）に届け出ること

② 主催者が他機関と合同で行う活動（対外試合や合同発表会、合同催事等）は、本学の指針を参考の上、当該機関と協議により定めた感染拡大防止対策を事前に本学に届けること

③ 活動後２週間以内に１(1)の体調不良となった参加者は直ちに主催者に連絡することを徹底し、主催者は当該活動を本学に直ちに連絡すること

④ 主催者は、本学と常時連絡がとれるようにすること

⑤ 当分の間は、会食や宿泊を伴う活動は行わないこと